

下水道接続に対する補助金

申・図 下水道課 Tel 0299・90・1158



生活環境の改善や公共用水域の水質保全を促進するため、下水道に接続するための切り替え工事に対する補助金を交付します。なお、補助金制度は2026年度末までの予定です。申請を希望する場合は

水道への切り替え工事をおこなう個人または法人（新築工事は対象外）は対象外）

建築物	補助額	加算限度額
既存の住宅（専用住宅・併用住宅）	5万円	30万円
増改築の住宅（浄化槽などの廃止と一体工事）		加算はありません
事務所、店舗、共同住宅など		

補助額

なお、工事費用が35万円を超える場合はその工事費用を限度とし交付します。

- 補助対象者の世帯に満18歳未満の方または満65歳以上の方を含む
- 補助対象者の世帯全員の申請時の課税標準額の合計額が348万円以下

申請期限 2027年1月29日（金）

防災ラジオ電波受信料の廃止

図 防災安全課 Tel 0299・90・1126



防災ラジオの電波受信料（月額88円/台）を、2026年度分から廃止します。今後は、購入費用の2000円のみで防災ラジオを利用できますので、ぜひお申し込みください。

■ 防災ラジオとは

市からの防災行政無線の放送内容を聞くことができ、平常時にはFM・AMラジオとして使用することができます。

対象

- 市内に住所を有する世帯主
- 市内に事業所を有する事業主

購入費用 1台につき2000円

次のいずれかに該当する方は、購入費用が免除されます。

- 生活保護受給者
- 市ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業利用者
- 避難行動要支援者名簿登録者と同一世帯

申込先 防災安全課、市民生活課

国民健康保険の「資格情報のお知らせ」を発送

図 国民年金課 Tel 0299・90・1142

8月1日からご使用いただく国民健康保険の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を、白色の封筒で7月17日（金）に発送する予定です。マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、お持ちでない方には「資格確認書」を交付します。

「資格情報のお知らせ」は普通郵便、「資格確認書」は簡易書留で送付します。発送

件数が多いため、地区によっては到着に時間がかかる場合があります。簡易書留は配達時に不在だった場合、郵便受けに「不在連絡票」が入りま

す。郵便局の保管期間内に必ずお受け取りください。

なお、窓口交付を希望する方は、7月10日（金）までにご連絡ください。窓口での受け取りは7月17日（金）からです。

国民健康保険税の税率などを改正

図 国民年金課 Tel 0299・90・1142

2026年度に創設された「子ども・子育て支援金制度」により、従来の「医療保険分」「後期高齢者支援金分」「介護保険分」に加えて、新たに「子ども・子育て支援金分」を課税するため、次のとおり国民健康保険税の税率などを改正しました。被保険者の皆さんにはご負担をおかけしますが、今後も安心して医療を受けることができるよう、



改正後 ※介護保険分は、40歳以上65歳未満の方のみ課税

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分※	子ども・子育て支援金分
所得割（所得に応じて）	6.8%	2.7%	2.4%	0.28%
均等割額（18歳以上、1人当たり）	39,000円	17,000円	18,000円	2,100円
均等割額（18歳未満、1人当たり）	19,500円	8,500円	—	—
18歳以上均等割額	—	—	—	100円
賦課限度額	67万円	26万円	17万円	3万円

「保険料免除」「納付猶予」

国民年金保険料を納付することが困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、病気や事故などにより障害を負ったときに、障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

本人、配偶者、世帯主（免除のみ）の前年の所得が、所得基準額の範囲内であることが条件です。

申請先 国民年金課、市民生活課、年金事務所

※詳しくは市ホームページをご覧ください

産前産後期間免除制度

国民年金第1号被保険者で2019年2月1日以降に出産した場合には、出産前後の

国民年金の各種手続き

図 水戸南年金事務所 国民年金課 Tel 0299・227・3278 Tel 0299・90・1145



一定期間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6カ月前から届出ができます。

年金受給額を増やしたい方へ

国民年金第1号被保険者は、定額の保険料に月額400円を上乗せして納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金額（年額） 200円

× 付加保険料納付月数

※国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません

マイナポータルを利用した手続き

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更など、電子申請ができる手続きがあります。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

国民健康保険税軽減対象世帯の拡大

図 国民年金課 Tel 0299・90・1142



2026年度の軽減判定所得の算定方法が変更となりました。納税通知書を7月中旬に送付しますのでご確認ください（年金からの天引きにより納付する方は、8月上旬に送付）。詳しくは市ホームページをご覧ください。

均等割額5割軽減世帯（変更後）

世帯主・国保加入者の所得金額の合計が、43万円＋（給与所得者など（※）の数・1）×10万円＋被保険者数×31万円以下の世帯

均等割額2割軽減世帯（変更後）

世帯主・国保加入者の所得金額の合計が、43万円＋（給与

所得者など（※）の数・1）×10万円＋被保険者数×57万円以下の世帯

（※）「給与所得者など」は次の方が該当します

- 給与の収入金額が55万円を超える
- 65歳未満で公的年金などの収入金額が60万円を超える
- 65歳以上で公的年金などの収入金額が110万円を超える

均等割額5割軽減世帯（変更後）

世帯主・国保加入者の所得金額の合計が、43万円＋（給与所得者など（※）の数・1）×10万円＋被保険者数×31万円以下の世帯

均等割額2割軽減世帯（変更後）

世帯主・国保加入者の所得金額の合計が、43万円＋（給与